

長崎県島原病院医療費保証契約に係る公募型プロポーザル募集要領

令和8年1月5日

長崎県島原病院長 蒲原 行雄

1 契約名

長崎県島原病院医療費保証契約

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 保証の概要

別添「島原病院医療費保証契約仕様書」のとおり

4 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

プロポーザルに参加しようとする場合は、参加申込書、参加資格要件が確認できる資格審査書類及び提案書をそれぞれの期日までに提出すること。

なお、参加資格要件がないことが判明した場合、それ以降の手続きには参加できない。

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者うち、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用するものでないこと。
- (3) この公告の日から令和8年2月4日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から令和8年2月4日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 本プロポーザルにかかる「公募型プロポーザルの参加者の資格等（告示）」の参加資格に示したプロポーザル参加資格を有すると認められた者であること。

6 参加手続き

(1) 担当部局

(住所) 〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

(名称) 長崎県島原病院 財務係

(電話) 0957-63-1145 (代表) (FAX) 0957-63-4864

(2) 募集要領及び仕様書の交付

上記（1）の場所で令和8年1月5日から令和8年1月14日まで（土日・祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで配布する。

なお、募集要領については長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからのダウンロードも可能であるが、仕様書については本プロポーザルへの参加申込後に個別に交付するものとする。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

7 参加申込み

（1）参加申込書の提出

参加を希望する者は、参加申込書（様式1）を提出すること。

参加申込書の提出がない者の参加は認められない。

（2）提出期限

令和8年1月14日（水）午後5時必着

持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

（3）提出場所

上記6（1）の担当部局とする。

（4）参加辞退

参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の長崎県病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

8 質疑回答

（1）質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式2）を提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

ただし、様式や手続きの確認など軽微なものは口頭により回答する場合がある。

（2）提出期限

令和8年1月26日（月）午後5時

持参、郵送（期限内必着のこと。）又はFAXで行うこと。

（3）提出場所

上記6（1）の担当部局とする。

（4）回答

質疑に対する回答は、令和8年1月28日（水）までに、共通事項については、参加者全員に、個別事項については質問者へ、隨時、FAXもしくはメールにて担当者宛通知するが、この場合受け取った旨を電話で連絡すること。

9 参加資格審査

（1）資格審査書類の提出

参加を希望する者は、参加申込書提出時又は提出後、公募型プロポーザル参加資格審

査申請書（様式3）及び添付書類一式を提出すること。

（2）提出期限

令和8年1月14日（水）午後5時必着

持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

（3）提出場所

上記6（1）の担当部局とする。

（4）結果の通知

令和8年1月16日（金）までに資格審査結果通知書（様式6）により通知する。なお、参加資格がないと認められた者はその後のプロポーザルには参加できない。

10 提案書

資格審査書類を提出し参加資格が認められた者は、次に掲げる事項を明記した提案書及び添付書類を提出すること。提案書の提出がない者の参加は認められない。

（1）提案書の提出及び提案事項等

提案書については、以下の項目及び【別表】評価基準に沿って記載すること。また、仕様書に記載した業務内容を踏まえて作成すること。提案内容は全て実現できるものとし、具体的に記載すること。

提案書について、①及び⑨は指定様式を使用すること。提案書及び添付書類は、原則としてA4判で作成すること。A3判を使用する場合は片面印刷としA4判に折り込むこと。

①企画提案書（提案様式1）

②企画提案書表紙（様式自由）

③会社概要（様式自由）

④保証内容（様式自由）

⑤契約実績（様式自由）

⑥運用面の安全性・利便性（様式自由）

⑦業務実施体制（様式自由）

⑧その他提案事項（様式自由）

⑨保証料（見積金額）（提案様式2）

（2）提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時必着

持参又は郵送（書留郵便により、期限内必着のこと。）で行うこと。

（3）提出場所

上記6（1）の担当部局とする。

（4）提出部数

6部（1部を正本とし、残りは複写で可）

11 プレゼンテーションについて

（1）通知

プレゼンテーションの日時については後日通知する。なお、プレゼンテーションに出席できないときは失格とする。

(2) プrezentationの内容

プレゼンテーションは提案書に基づき行い、専門家でなくてもわかりやすいプレゼンテーションとすること。また、提案内容はすべて実現可能なものであること。

12 応募及び提出書類等に関する注意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の返却等

原則として提出書類は返却しない。また、本院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。ただし、参加申込書及び添付書類並びに提案書及びその審査・選定に関する文書は、長崎県病院企業団情報公開条例の規定により開示請求があった場合、開示する場合がある。

(3) 本院からの提供資料の取扱い

本院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(4) 1応募者の複数提案の禁止

1応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(5) 提出書類の変更

提出された書類は変更を求めることがない。ただし、提出期限前については、この限りではない。

(6) 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類は無効とする。

(7) 提出書類作成に用いる言語等

① 提出書類は原則として日本語で作成すること。なお、やむを得ず外国語で記載する場合は、日本語の訳文を付記するか添付すること。

② 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し記載すること。

13 契約候補者の選定

(1) 選定方法

参加者から提出された提案書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき採点し、最高得点者を契約候補者として選定する。

最高得点者は、長崎県島原病院関係者から成る選定委員会を設置のうえ、各選定委員が採点した結果を集計して決定するものとする。

(2) 評価項目

「【別表】長崎県島原病院医療費保証契約 評価基準」のとおり

(3) 参加が無効となる場合

参加申込書、提案書及びその他添付資料が次に該当する場合は、参加を無効とする。

- ① 提出期限が経過して到達した場合
- ② 故意に虚偽の記載がなされている場合

(4) 契約候補者の選定結果の通知

プレゼンテーション最終日から7日以内（土日・祝祭日を除く。）に行う。

14 契約方法

- (1) 上記17の選定終了後、発注者は選定された最高得点者と別途協議を行い、協議が整った場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約により契約を締結する。
- (2) 選定された最高得点者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。

【別表】長崎県島原病院医療費保証契約 評価基準

評価区分	評価項目	配点
1. 保証内容	① 保証対象・対象外 ② 保証内容・期間 ③ 保証限度額 ④ 代位弁済請求期日 ⑤ 保証料・代位弁済限度額	20
2. 会社の資本	① 売上高 ② 自己資本比率・自己資本利益率 ③ ネットキャッシュ比率 ④ 流動比率 ⑤ 代位弁済能力	15
3. 契約実績	① 導入病院数（令和7年12月1日現在、保証料病院負担型のみ） ② 医療機関における「医療費保証契約（連帯保証人代行・保証料病院負担型）」の保証契約実績が通算3年以上あること。 ③ 令和7年11月末時点において、3年以上継続利用している医療機関の契約実績及び公的医療機関における契約実績があること。	10
4. 運用面の安全性・利便性	① 代位弁済請求手続き ② 代位弁済金回収方法 ③ 代位弁済手数料 ④ 保証契約引受 ⑤ 再督促	15
5. 業務実施体制等	① 代位弁済請求方法の適切さ（病院側の負担軽減、個人情報等の保護・管理） ② 事業者体制の適切さ（担当者、責任者、苦情等の対応体制） ③ 督促体制の適切さ（専門部署の設置、契約患者への対応） ④ 制度の安全・安定性の適切さ（制度継続の安定性、不測の事態への対応）	15
6. 保証料見積金額	・提案書に基づき業務を実施した場合の見積金額	25
	合計	100